

「札幌観光大使」 制度のしおり

SAPPORO SIGHTSEEING AMBASSADOR



令和7年度版

札幌商工会議所

「札幌観光大使」事業規約

（目的）

第1条 札幌市出身者およびゆかりのある者で、本市の応援者である会社役員等の方に「札幌観光大使」（以下「大使」という）の職を委嘱し、本市の魅力を国内外に発信することで、本市の知名度アップと観光客の誘致を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 大使の活動内容については、次の各号に掲げるものとする。

- （1）大使の持つ仕事や人脈、日常活動の中での、本市のPRや情報発信
- （2）SNSや出版物などで札幌のおすすめスポット、グルメなどの紹介
- （3）YOSAKOIソーラン祭り等の市内イベントのPR協力
- （4）市内の観光客誘致等に係る事業・イベントへの参加、または協力
- （5）上期・下期活動報告書、継続委嘱確認書の提出

（委嘱）

第3条 当所では、次の各号に掲げる者について、就任希望者からの公募、または他大使からの推薦により、当所での書類審査を通過し、適任であると判断された者について委嘱するものとする。

- （1）札幌商工会議所の会員であり、会社の代表者・役員などにあたる者。
※原則1社1名までの委嘱とする
- （2）北海道内に限らず、全国各地で本市の魅力及び情報を積極的に発信する活動に資する者。
- （3）第1項、2項に加え、本制度の趣旨に賛同し、継続的に協力を得られる者。

（任期）

第4条 大使の任期は委嘱した日から起算し、2年目の年度の末日までとする。ただし、再任については委嘱期間中の活動状況などを確認した上で、事務局から相応であると判断された者についてのみ再任することができる。

- 2 大使は任期途中であっても、本人が辞退や異動に伴う変更希望の申し出をした場合は辞任することができる。
- 3 本人が死亡した場合、大使の職を解く。
- 4 本人が退職するなど、第3条の規定を満たさなくなった場合、大使の職を解く。
- 5 大使としての活動が不十分、かつ活動報告書が未提出で確認できない場合、大使の職を解く。
- 6 半年以上にわたって本人または連絡担当者との連絡が取れない場合については、大使を辞任したものとみなす。
- 7 大使の地位の濫用、または大使として相応しくない活動を行った際には解任される場合がある。
- 8 大使就任期間中に刑事罰を受けたもの、大使の地位の濫用または大使として相応しくない活動やSNS等での発信を確認した際は、事務局の判断で解任とする場合がある。
- 9 前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときには、本人に確認した上で解任することができる。

(報酬及び支援)

第5条 大使に対して報酬は支給しない。ただし、本市のPR等、大使の活動を支援するため、次の各号に掲げるものを必要に応じて提供、または貸出を行う。

- (1) 観光宣伝名刺 ※発行枚数の制限有(以後、大使負担での発行とする)
- (2) 観光大使認定カード(提携施設の入場割引等の特典有)
- (3) その他、本市観光PRに係る情報提供

(個人情報の守秘義務)

第6条 委嘱に際し、当所で知りえた大使の個人情報のうち、次の各号に掲げるものについては、必要に応じて公開とするが、それ以外の個人情報については、原則非公開とする。

- (1) 大使の氏名
- (2) 大使の職業・役職

2 当所での観光PRに係る情報発信をする際に、大使の氏名等を使用する場合については、その使用可否について、本人に確認したうえで、掲載することとする。

3 第1項に掲げるもの以外の個人情報の公開を要する場合は、本人にその可否を確認したうえで、公開するものとする。

(所管)

第7条 大使に係る事務については、札幌商工会議所 魅力創造委員会が所管し、札幌商工会議所 国際・観光部 国際交流・観光課に事務局を置き、以下の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大使委嘱に係る事務手続き
- (2) 第2条の各号に掲げる活動に必要な連絡、調整、依頼
- (3) 第5条の各号に掲げる物品・資料等の作成、送付
- (4) 大使の活動状況・予定の確認
- (5) 任期満了に際して行う、再任の確認

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

2 大使が活動の範囲を逸脱することにより第三者に損害等を与えた場合は、当該大使が全ての責任を負うこととし、当所は一切の責任を負わないものとする。

附則

1. この規則は、本制度設立から施行する。
2. この規則は、令和2年8月1日から改正施行する。
3. この規則は、令和7年4月1日から改正施行する。

～概要～

1. 制度の目的

札幌市出身者およびゆかりのある者で、本市の応援者である会社役員等の方に「札幌観光大使」を委嘱し、本市の魅力を国内外に発信することで、本市の知名度アップと観光客の誘致を図ることを目的とした制度です。

2. 札幌観光大使の人数（令和7年3月現在）

約225名（主に札幌市内に本社機能を有しない企業の支店長・支社長・営業所長 ほか）

3. 札幌観光大使活動内容について

【R6年度札幌観光大使活動内容の例】

- (1) 大使の持つ仕事や人脈、日常活動の中での、本市のPRや情報発信
- (2) SNSや出版物などで札幌のおすすめスポット、グルメなどの紹介
- (3) YOSAKOIソーラン祭り等の市内イベントへの協賛
- (4) 市内の観光客誘致等に係る事業・イベントへの参加、または協力

4. 観光大使の委嘱の条件について

当所では、以下の条件を満たす就任希望者からの公募、または他大使からの推薦により、当所での書類審査を通過し、適任であると判断された者について委嘱するものとします。

- (1) 札幌商工会議所の会員であり、会社の代表者・役員などにあたる者。
※原則1社1名まで
- (2) 北海道内に限らず、全国各地で本市の魅力及び情報を積極的に発信する活動に資する者。
- (3) 第1項、2項に加え、本制度の趣旨に賛同し、継続的に協力を得られる者。

5. 任期について

観光大使の任期は委嘱した日から起算し、2年目の年度の末日までとしております。

再任については委嘱期間中の活動状況などを確認した上で、事務局が相応であると判断された者についてのみ継続意思確認を行います。

6. 配布物について

札幌観光大使に委嘱された方には、以下のものを配布いたします。

①観光宣伝名刺

札幌観光大使就任者には、観光宣伝名刺を事務局にて作成しております。デザインは3種類で、当所ホームページ内の札幌観光大使のページ内にある発行申込書または申込フォームより承ります。本名刺を持参した観光客は、提携観光関連施設で割引サービスが受けられます。

【名刺の取り扱いについて】

- ・ 原則、名刺には「氏名・社名・役職」のみを記載いたします。
- ・ 事務局から大使への無料発行は、1年度 100枚までとし、それ以降は自己負担での発行となります。価格については、事務局までお問い合わせください。
- ・ 本名刺に記載の特典有効期限は、大使の委嘱任期までとなりますので、取り扱いにご注意ください。

【名刺デザイン】※令和2年8月発行分より変更



②札幌観光大使認定カード

提携施設において運転免許証などの身分証とともに提示することで、大使本人に限り入場料の免除が受けられるカードです。観光案内の事前視察などにお使いください。提携施設等はまた名刺特典と同様に、予告なく変更となる場合がございますので、ホームページの最新情報を定期的にご確認ください。

【観光大使認定カードの取り扱いについて】

- ・ 認定カードを提示することで、提携施設の入場料が大使本人のみ免除されます。
- ・ 署名欄が未記入の場合は使用することができません。
- ・ 本人以外には使用できず、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・ 有効期限を過ぎたカードは使用することはできません。

※有効期限は任期満了日と同一とし、事務局の方で記入して配布させていただきます。

- ・ 不正利用があった場合、観光大使を解任とさせていただきます。
- ・ 本カードは事前視察や当日案内での利用を想定して作成しているため、プライベート目的など本事業の趣旨利用はお控えください。

※令和2年8月より、特典有効期限を表示した新デザインへ変更しております。

【認定カード】



札幌観光大使カードについて 有効期限:令和 年 月末日まで

- 本カードを提示することで、提携施設の入場料がご本人に限り無料となります。
※入場の際は、氏名を確認できるもの(運転免許証等)を併せてご提示ください。
- 本カードは下記の署名欄が未記入の場合、使用することはできません。
- 本カードは他人に貸与、譲渡することはできません。
- 本カードの不正利用が確認された場合は、大使の委嘱を解除させていただきます。
- 提携施設等の最新情報は、下記に記載のURLまたはQRコードよりご確認ください。

ご署名

〈事務局〉札幌商工会議所 国際・観光部 国際交流・観光課
〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター2階
TEL:011-231-1330 Mail:intl@sapporo-cci.or.jp
URL:<https://www.sapporo-cci.or.jp/web/sightseeing/index.html>



7. 登録情報の変更等について

- ・住所・電話番号等個人情報の変更があった場合は、速やかに事務局宛にご連絡下さい。
- ・連絡先が不明となり事務局より確認がとれない場合は、**委嘱を終了**とさせていただきます。転勤等で札幌を離れる場合でも、転居先をご連絡いただくことで継続は可能です。
- ・人事異動により就任者変更を希望される場合については、事務局までご連絡ください。

8. 視察・研修会

札幌の文化や観光の魅力を体験し、尚且つ大使同士の交流を深めていただくための機会として、年間1回程度、視察・研修会を開催しており、毎年20～30名の方にご参加をいただいております。

<過去の主な視察研修内容>

- 平成 26 年 11 月 札幌競馬場視察、懇親会
- 平成 27 年 10 月 北海道博物館視察、懇親会
- 平成 28 年 12 月 『サッポロビール博物館』視察・交流会
- 平成 29 年 10 月 大倉山夜景視察・交流会
- 平成 30 年 11 月 村澤 規子 氏 特別講演会 「札幌観光の魅力～国内外にどう伝えるか?～」
- 令和 元年 10 月 白い恋人パーク視察・交流会
- 令和 2 年 新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施せず
- 令和 3 年 新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施せず
- 令和 4 年 8 月 交流会 (名刺交換・顔合わせ)
- 令和 6 年 2 月 札幌夜間観光新コンテンツ体験会／札幌観光大使交流会
「芸者体験と北の幸が堪能出来る新たな観光プラン in すすきの」
- 令和 7 年 3 月 和田 哲 氏 講演会「狸小路の魅力を探れ!～狸小路の今と昔～」

9. 【廃止】札幌観光大使 タスキ貸出について（令和7年度より）

イベント等での札幌のPR及び誘客力向上を図る取り組みとして、令和5年度より「札幌観光大使」と当所のロゴマークが書かれたタスキ貸与を行って参りましたが、不適切な場所・場面での使用が散見され、事務局に対しても多くの方からクレームが届いております。

このような状況を勘案し、令和7年度よりタスキ貸出を廃止いたします。

また、ご自身で札幌観光大使のタスキを無断で制作・使用することは固く禁じ、もしそのような行為が確認されましたら観光大使を解任といたしますので予めご了承ください。

10. 札幌観光大使ホームページについて

札幌観光大使制度の概要および名刺特典の最新情報を掲載しております。

以下のいずれかの方法でアクセスください。

①札幌商工会議所ホームページから

- (I) 札幌商工会議所ホームページへアクセス
- (II) 画面左側バナー「経営支援・サポート」ページをクリック
- (III) 2つ目の「取引拡大・PR」ページをクリック
- (IV) 「札幌PR・おもてなし」の札幌観光大使バナーをクリック



②URL : <https://www.sapporo-cci.or.jp/web/sightseeing/index.html>

③QRコード



「札幌観光大使」制度 協力観光案内所一覧

●道庁旧赤れんが庁舎2階 「観光情報コーナー」 案内時間 9:00~17:00

(中央区北3条西6丁目中央区北2条西4丁目)

●北海道さっぽろ観光案内所 営業時間 8:30~20:00

(中央区北6条西4丁目 北海道さっぽろ「食と観光」情報館内 011-213-5088)

●札幌国際プラザ 営業時間 9:00~17:30

(中央区北1条西3丁目 札幌MNビル3階 011-211-3678)

「札幌観光大使」制度 提携観光施設一覧

(大使本人は入場料免除、名刺持参者は団体割引適用)

※名刺持参者の同伴者は通常料金となりますので、ご注意ください。

●時計台

(中央区北1条西2丁目 011-231-0838)

●円山動物園

(中央区宮ヶ丘3番地1 011-621-1426)

●大倉山展望台リフト

(中央区宮の森1274 011-641-8585)

●札幌オリンピックミュージアム

(中央区宮の森1274 011-641-8585)

●もいわ山ロープウェイ

(中央区伏見5-3-7 011-561-8177)

●さっぽろ羊ヶ丘展望台

(豊平区羊ヶ丘1 011-851-3080)

●さっぽろテレビ塔展望台

(中央区大通西1丁目 011-241-1131)

●札幌芸術の森野外美術館

(南区芸術の森2 011-592-5111)

●JRタワー T38

(中央区北5条西2丁目 011-209-5500)

札幌観光大使並びに名刺持参の観光客の入場料について（令和7年4月～現在）

下表は、観光大使の名刺を持参した観光客が、入場料の割引特典を受けられる施設の一覧表です。
大使本人は、当該施設について、「観光大使カード(プラスチック)」の提示で、入場料無料となります。

施設名	観光大使名刺特典価格 ※割引適用後(団体割引相当)価格となります。
札幌市時計台	大人:330円 高校生以下:無料
さっぽろテレビ塔展望台	大人(高校生以上):700円 小・中学生:400円 小学生未満:無料
大倉山展望台リフト (往復料金)	大人(中学生以上):900円 小人(小学生以下):450円
札幌オリンピックミュージアム	大人(高校生以上):610円 小人(中学生以下):無料
札幌もいわ山ロープウェイ +もーりすカー(往復料金)	大人(中学生以上):1,890円 小人(小学生以下):950円
さっぽろ羊ヶ丘展望台	大人(高校生以上):900円 小・中学生:450円
札幌芸術の森野外美術館	大人(高校生以上):700円 中学生以下:無料 ※65歳以上:560円
JRタワー展望台 T38	大人:640円 中・高校生:420円 小学生・幼児:220円
円山動物園	大人(高校生以上):720円 ※高校生は生徒手帳提示で400円となります。 小人(中学生以下):無料

※観光客は上記施設において、名刺持参者および同伴5名まで割引を受けることができます。

＜札幌観光大使事務局＞
札幌商工会議所 国際交流・観光課
〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL:011-231-1330 FAX:011-222-5215
Mail: intl@sapporo-cci.or.jp